

## 令和6年度 宮崎地方最低賃金審議会 第1回宮崎県最低賃金専門部会 議事要旨

1 日 時 令和6年7月29日(月) 午前10時40分～午前11時48分

2 場 所 宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 公益委員 3名  
労働者側委員 3名  
使用者側委員 3名

### 4 議 題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 生活保護と最低賃金との比較結果について
- (3) 令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果
- (4) 今後の審議の進め方について(参考人聴取について)
- (5) 令和6年度宮崎県最低賃金改定に関する労・使の基本的考え方について
- (6) 金額提示
- (7) 今後の審議スケジュールについて
- (8) その他

### 5 議事要旨

- (1) 労使の推薦により、公益委員から部会長及び部会長代理を選任した。
- (2) 事務局より「最低賃金と生活保護との比較結果」について説明を行い、令和4年度における宮崎県最低賃金は宮崎県の生活保護費を上回っていることが確認された。
- (3) 事務局より「令和6年度最低賃金に関する基礎調査結果」について報告された。
- (4) 「今後の審議の進め方」について、宮崎県最低賃金の改正決定に関する意見公示により提出された意見のうち、意見陳述の希望があった日本民主青年同盟宮崎県委員会、宮崎ふれあいユニオン及び宮崎県労働組合総連合から意見聴取することとされた。
- (5) 労働者側委員、使用者側委員より最低賃金改定に関する基本的考え方について意見交換が行われた。
- (6) 労働者側委員より、63円引上げの960円の提示があった。

根拠としては、2024 年春季生活闘争の全国の集計結果において、有期・短時間・契約等の労働者の賃上げ額に着目し、加重平均で時給 62 円 70 銭であることから引上げ額を 63 円とした。

また、宮崎県のパートタイム労働者の 2024 年 5 月の求人募集賃金下限平均額は 1,014 円となっており、最低賃金額 897 円を大きく上回っている実態も考慮した。事業者の現状も十分理解しているが、今回の金額提示になった。

使用者側委員より、28 円引上げの 925 円の提示があった。

3 要素の足元の状況や賃金改定状況実態調査第 4 表の結果から、今年度の最低賃金を一定程度引き上げることの必要性は十分理解している。最低賃金引上げは賃金引上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではない。賃金改定状況実態調査結果を重視し、第 4 表 の上昇率が 3.1%となっていることから、引上げ額を 28 円とした。

(7) 今後のスケジュールについて以下のとおり確認した。

8 月 7 日 (水) 13 : 30 ~ 第 2 回専門部会

8 月 9 日 (金) 15 : 00 ~ 第 3 回専門部会、専門部会終了後本審を行う

8 月 13 日以降の予備日については、8 月 7 日の審議状況を踏まえ協議する。

8 月 27 日 (火) 10 : 00 ~ 第 4 回審議会

以上